

外貨普通預金規定の新旧対照表

(下線部分変更)

新 外貨普通預金規定	旧 外貨普通預金規定
<p>1. ～3. (省 略)</p> <p>4. (相場、手数料) (1) この預金の預入れ、<u>払戻し、または解約</u>を他の通貨を対価として行う場合は、当金庫所定の相場により換算します。 (2) この預金の預入れ、または解約については当金庫所定の取扱手数料をいただく場合があります。</p> <p>5. ～7. (省 略)</p> <p>8. (反社会的勢力との取引拒絶) <u>この預金口座は、第9条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u></p> <p>9. (解約等) (1) この預金口座を解約する場合には、当店に申出てください。 (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が第7条に違反した場合 ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 <u>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</u> ① <u>預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> ② <u>預金者が、次のいずれかに該当する場合</u> A. <u>暴力団</u> B. <u>暴力団員</u> C. <u>暴力団準構成員</u> D. <u>暴力団関係企業</u> E. <u>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u> F. <u>その他前各号に準ずる者</u> ③ <u>預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u> A. <u>暴力的な要求行為</u> B. <u>法的な責任を超えた不当な要求行為</u> C. <u>取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> D. <u>風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</u> E. <u>その他前各号に準ずる行為</u> (4) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。 (5) <u>前2項から前4項により、この預金口座が解約され残高がある場合、または預金取引が停止されその解除を求める場合には、当店に申出てください。</u></p>	<p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. (相場、手数料) (1) この預金の預入れ、<u>または払戻し</u>を他の通貨を対価として行う場合は、当金庫所定の相場により換算します。 (2) この預金の預入れ、または解約については当金庫所定の取扱手数料をいただく場合があります。</p> <p>5. ～7. (省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>8. (解約等) (1) この預金口座を解約する場合には、当店に申出てください。 (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が第7条に違反した場合 ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(新 設)</p> <p>(3) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。 (4) (2)または(3)により、この預金口座が解約され残高がある場合、または預金取引が停止されその解除を求める場合には、当店に申出てください。</p>

新	旧
<p>この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p><u>10.</u> (成年後見人等の届出) (1)~(5) (省略)</p> <p><u>11.</u> (保険事故発生時における預金者からの相殺) (1)~(5) (省略)</p> <p><u>12.</u> (準拠法、裁判管轄権) (1)~(2) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成 23 年 9 月)</p>	<p>この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p><u>9.</u> (成年後見人等の届出) (1)~(5) (省略)</p> <p><u>10.</u> (保険事故発生時における預金者からの相殺) (1)~(5) (省略)</p> <p><u>11.</u> (準拠法、裁判管轄権) (1)~(5) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>(新 設)</p>

外貨定期預金規定の新旧対照表

(下線部分変更)

新	旧
外貨定期預金規定	外貨定期預金規定
<p><自動継続扱い></p> <p>1. (自動継続)</p> <p>(1) この預金は証書記載の満期日に前回と同一期間の外貨定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。</p> <p>(3) 継続を停止するときは、満期日(継続したときはその満期日)の前営業日の当金庫所定の時間内にその旨を申出てください。</p> <p>2. (満期日)</p> <p>(1) 継続後の満期日は、証書記載の満期日の応答日とします。</p> <p>(2) 応答日が金庫休業日となる場合は、この応答日の翌営業日を満期日とします。ただし、この応答日の翌営業日がこの応答日の翌月となる場合は、前第1項にかかわらず、この応答日の属する月の最終営業日を満期日とします。</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日(継続をした場合はその継続日)から満期日の前日までの日数および証書記載の利率(継続後の預金については第1条第2項の利率)によって計算し、満期日に元金に組み入れて継続します。</p> <p>(2) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合および<外貨定期預金共通事項>第1条第2項の規定により解約する場合、その利息は、預入日から解約の前日までの期間について当金庫所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(3) この預金の付利単位は預入外貨の1通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p><自動継続扱い以外></p> <p>1. (省略)</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、証書表面記載の期間および利率によって計算します。</p> <p>(2) 満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、解約日または書替継続日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合および<外貨定期預金共通事項>第1条第2項の規定により解約する場合、その利息は、預入日から解約の前日までの期間について、解約日における当金庫所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(4) この預金の付利単位は預入れ外貨の1通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p><外貨定期預金共通事項></p> <p>1. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>(1) この預金は、次の第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金取引をお断りするものとします。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金取引を解約することができるものとします。</p> <p>① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当する場合</p> <p>A. 暴力団</p> <p>B. 暴力団員</p> <p>C. 暴力団準構成員</p>	<p><自動継続扱い></p> <p>1. (自動継続)</p> <p>(1) この預金は証書記載の満期日に前回と同一期間の外貨定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。</p> <p>(3) 継続を停止するときは、満期日(継続したときはその満期日)の前営業日の当金庫所定の時間内にその旨を申出てください。</p> <p>2. (満期日)</p> <p>(1) 継続後の満期日は、証書記載の満期日の応答日とします。</p> <p>(2) 応答日が金庫休業日となる場合は、この応答日の翌営業日を満期日とします。ただし、この応答日の翌営業日がこの応答日の翌月となる場合は、前(1)にかかわらず、この応答日の属する月の最終営業日を満期日とします。</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日(継続をした場合はその継続日)から満期日の前日までの日数および証書記載の利率(継続後の預金については前期(2)の利率)によって計算し、満期日に元金に組み入れて継続します。</p> <p>(2) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約の前日までの期間について当金庫所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(3) この預金の付利単位は預入外貨の1通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p><自動継続扱い以外></p> <p>1. (省略)</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、証書表面記載の期間および利率によって計算します。</p> <p>(2) 満期日以降の利息は、満期日から解約日または書換継続日の前日までの期間について、解約日または書換継続日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約の前日までの期間について、解約日における当金庫所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(4) この預金の付利単位は預入れ外貨の1通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p><外貨定期預金共通事項></p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>2. (預金の解約、書替継続) (1) この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して提出してください。 (2) 書替継続の場合、書替継続後の定期預金には書替日における当金庫所定の利率を適用します。</p> <p>3. (相場、手数料) (1) この預金の預入れ、または解約を他の通貨を対価として行う場合は、当金庫所定の相場により換算します。 (2) この預金の預入れ、または解約については当金庫所定の取扱手数料をいただく場合があります。</p> <p>4. (届出事項の変更、証書の再発行等) (1)～(2)(省略)</p> <p>5. (印鑑照合等) (省略)</p> <p>6. (譲渡、質入れの禁止) (1)～(2)(省略)</p> <p>7. (成年後見人等の届出) (1)～(5)(省略)</p> <p>8. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (1)～(5)(省略)</p> <p>9. (準拠法、裁判管轄権) (1)～(2)(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成 23 年 9 月)</p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>1. (預金の解約、書換継続) (1) この預金を解約または書換継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して提出してください。 (2) 書換継続の場合、書換継続後の定期預金には書換日における当金庫所定の利率を適用します。</p> <p>2. (相場、手数料) (1) この預金の預入れ、または払戻しを他の通貨を対価として行う場合は、当金庫所定の相場により換算します。 (2) この預金の預入れ、または解約については当金庫所定の取扱手数料をいただく場合があります。</p> <p>3. (届出事項の変更、証書の再発行等) (1)～(2)(省略)</p> <p>4. (印鑑照合等) (省略)</p> <p>5. (譲渡、質入れの禁止) (1)～(2)(省略)</p> <p>6. (成年後見人等の届出) (1)～(5)(省略)</p> <p>7. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (1)～(5)(省略)</p> <p>8. (準拠法、裁判管轄権) (1)～(2)(省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>